

愛媛県河川堤防除草委託業務 入札後審査型一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県土木部が発注する河川堤防除草委託業務における入札業務の効率化及び発注期間の短縮化を図り、入札・契約手続のより一層の透明性・競争性を確保するため、入札後審査型一般競争入札を実施するにあたって必要な手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 入札後審査型一般競争入札とは、一般競争入札に係る入札前の入札参加申請手続を簡略化し、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）（平成17年9月12日制定。以下「運用基準」という。）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による開札の執行後に、落札候補者から順に入札参加資格を審査して落札者を決定するものをいう。

2 前項の落札候補者とは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者をいう。

(対象業務)

第3条 河川堤防点検に先立ち実施する河川堤防除草の全業務を対象として実施する。

(入札の公告等)

第4条 入札執行者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項及び愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第132条第1項の規定に基づき、県ホームページ（愛媛県電子入札ホームページを含む。以下同じ。）又は県の掲示板により公告するものとする。

2 入札の公告は、別に定める標準入札公告例によるものとする。

(入札参加資格)

第5条 入札に参加する者に必要な資格は、令第167条の6に規定する「競争に参加する者に必要な資格」として、概ね、次の事項を公告するものとする。

(1) 知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る入札に参加する資格を有すると認められた者。（入札公告等により競争入札参加資格申請書を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると見込まれる場合を含む。ただし、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかつたときは、当該入札書は落札決定の対象としない。）

(2) 令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。)

- (3) 入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱(平成12年2月23日制定)又は、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱(昭和63年8月1日制定)に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと(民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること。
- (6) 愛媛県内に本店を有する者であること。
- (7) 開札日から起算して過去15年間に、愛媛県発注の河川に関する工事(維持管理に関する工事を含む)又は業務(H29えひめ国体関連除草委託業務に限る)の実績を有すること。事業協同組合の場合は1者以上の組合員が同様の実績を有すること。

ただし、工事については、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム(コリンズ)に登録されたもののうち、工事が完成して引渡しが完了した1件工事(工事の一部が完成して引渡しが完了している場合は、当該工事の発注者が発行する証明書によることができる。)又は、契約書等で実績が確認できる工事であること。

- (8) 入札に参加する者又はその役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。)が次に掲げる者でないこと。
ア 愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)
第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)

イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者
ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

(入札参加資格確認申請書及び入札参加確認資料の提出)

第6条 入札後審査型一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、参加希望者から入札参加資格確認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(様式第2号。以下「確認資料」という。)

の提出を求めることとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

- 2 申請書及び確認資料は、県ホームページにおいて示す様式に従い作成し、参加希望者が提出するものとし、提出方法及び提出期間については、公告において明らかにするものとする。
- 3 公告において示す様式は、申請書については様式第1号、確認資料については様式第2号に準じて作成するものとする。

(基本的入札参加資格の事前確認)

第7条 入札執行者は、入札後審査型一般競争入札の入札に参加しようとする者が、第5条に規定する入札参加資格に関して、発注者が指定した期間に申請書及び確認資料を提出しているかどうかの確認を、全ての入札参加者について開札執行前に行うものとする。

- 2 入札執行者は、前項において入札参加資格を有していないと認めた者については、入札参加資格不適格通知書（様式第3号）を送付する。（入札に参加しようとする者が、運用基準に定めるやむを得ない事由により、入札執行者の承諾を得て紙入札方式にて入札に参加する者（以下「紙入札参加者」という。）である場合は、当該入札に参加させてはならない。）
- 3 前2項の規定による事前確認の内容とその方法については、公告において明らかにするものとする。

(入札説明書の配布)

第8条 次に掲げる入札関連書類は、県ホームページに掲載し、入札参加希望者が閲覧できるようになるとともに、入札執行機関において配布するものとする。

- (1) 入札に係る説明事項
- (2) 申請書及び確認資料
- (3) 設計図書等貸与申請書（閲覧所を設けて閲覧に供する場合）
- (4) その他業務毎に必要と認めるもの
(設計図書等の閲覧等)

第9条 設計図書等は、県ホームページ又は閲覧所において閲覧に供するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

- 2 設計図書等の閲覧期間（閲覧所を設けて閲覧に供する場合は閲覧場所及び閲覧方法を含む。）は、公告において明らかにするものとする。
- 3 設計図書等の閲覧は、公告後速やかに開始することとし、入札の期間の初日の前日まで行うものとする。
- 4 質問書の提出は電子メール、持参又は郵送等により行うものとし、提出方法、受付期間及び受付場所については、公告において明らかにするものとする。

- 5 質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答を電子入札システム又は県ホームページにより公表するものとする。質問に対する回答書の公表方法及び公表期間については、公告において明らかにするものとする。
- 6 質問書の受付期間は、原則として設計図書等の閲覧を開始した日の翌日から、入札の期間の初日の6日（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）前までとするものとする。
- 7 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の提出期限日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に開始し、入札の期間の初日の前日に終了するものとする。

（入札保証金）

- 第10条** 入札保証金については、規則第135条及び第136条の規定により入札見積金額の100分の5以上の額を納付するものとする。ただし、規則第137条に該当するものについては免除することがある。
- 2 入札保証金の免除については、第7条第1項の規定に基づく事前確認の際に、規則第137条に該当するか否かを判断するものとする。

（開札の執行）

- 第11条** 開札の執行は、第7条の規定に基づく事前確認において、入札参加資格を有していると確認できた者の入札書を開札の対象とし（紙入札参加者については、入札参加資格を有していると確認できた者を参加させるものとし）、その旨を公告において明らかにするものとする。
- 2 入札及び開札の日時、場所については、公告において明らかにするものとする。
 - 3 入札執行者は、開札後、落札者の決定を保留し、後日落札者を決定する旨を電子入札システムにより通知する。（紙入札参加者に対しては、入札参加者全員の入札額、業者名を公表の上、後日落札者を決定する旨を口頭により通知する。）

（落札決定及び入札参加資格要件の審査）

- 第12条** 入札執行者は、開札の執行後、落札候補者に対して、第5条第4号、第7号に規定する入札参加資格について、確認資料を証する資料（以下「追加資料」という。）の提出を求めるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。なお、追加資料はFAX、電子メール又は持参により原則として開札執行日中の提出を求めるものとし、提出がなかった場合は、規則第139条に基づき当該入札を無効とし、次順位者に対して追加資料の提出を求めるものとする。
- 2 入札執行者は、落札候補者から提出された申請書、確認

資料及び追加資料（以下この条において「申請書等」といふ。）の内容を審査し、入札参加資格を満たしていると認められる場合には、落札候補者以外の入札参加者の審査を省略し、落札候補者を落札者と決定して審査を終了するものとする。ただし、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認められる場合には、次順位者から順に、落札者が決定するまで同様の手続を行うものとする。なお、同価格の入札をした者が2者以上である場合は、追加資料の提出を求める前に電子入札システムによる電子くじを実施し、落札候補者となる順位を決定するものとする。

- 3 落札者の決定は、原則として開札執行日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に行うものとする。
- 4 入札執行者は、落札者を決定した場合には、直ちに入札参加者に対し電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとする。（紙入札参加者に対する落札者決定の通知については、紙入札参加者が落札者である場合は、口頭又は文書によるものとし、紙入札参加者が落札者以外である場合は、県ホームページに入札結果を公表することをもって、落札者決定の通知に代えるものとする。）
- 5 第2項において、入札参加資格を満たしていないと認められた者については、入札参加資格不適格通知書（様式第4号）を送付するものとする。
- 6 入札執行者は、落札者の決定後、委託契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格の要件のいずれかを満たさなくなつた場合には、当該委託契約を締結しないことがある旨を公告において明らかにするものとする。
(契約保証金)

第13条 契約保証金については、規則第152条及び第153条の規定により業務委託料の10分の1以上の額を納付するものとする。ただし、規則第154条に該当するものについては免除することがある。

- 2 契約保証金の免除については、第12条第2項の規定に基づく審査の際に、規則第154条に該当するか否かを判断するものとする。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第14条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第5項の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由の説明を書面により求めることができるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

- 2 入札参加資格がないと認められた者が説明を求める場合は、書面を持参することにより行うものとし、書面の提出先と併せて、公告において明らかにするものとする。
- 3 入札執行者は、第1項の説明を求められたときは、苦情を申し立てることのできる最終日の翌日から起算して10日

(休日を含まない。) 以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(入札の無効)

第 15 条 虚偽の申請を行った者のした入札及び運用基準等入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を公告において明らかにするものとする。

(入札の中止)

第 16 条 第 7 条第 1 項の基本的入札参加資格の事前確認の結果、基本的入札参加資格を有していると認められる者がいないときは、入札を中止するものとする。

(その他)

第 17 条 電子入札システムにより入札を行う場合は、この要領に定めるもののほか、運用基準によるものとする。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 29 日から施行する。